

- 住所 埼玉県富士見市ふじみ野西3丁目17番地1号
バリエトリ・フンチャイ 昭和55年2月5日生
- 住所 東京都杉並区井宮3丁目31番12号
李輝 昭和50年8月9日生
- 住所 福岡県飯塚市川津424番地1
安藤聖 昭和55年12月3日生
- 住所 横浜市鶴見区江ヶ崎町8番63-172号
孟清 昭和47年2月3日生
- 住所 リム・ニン・シン 昭和46年1月12日生
孟夏月 平成19年6月18日生
- 住所 川崎市中原区丸子通2丁目428番地5
李京子 昭和39年9月27日生
- 住所 相模原市南区東林間1丁目19番2-202号
藤野浄 昭和35年1月13日生
- 住所 朱羅梅 昭和36年3月4日生
- 住所 坂瀬一 平成10年1月28日生
- 住所 山口県下関市本町2丁目8番4号
李幸綱 昭和45年10月16日生
- 住所 神戸市東灘区魚崎南町5丁目5番12-103号
姜貴恵 昭和48年7月13日生
- 住所 神戸市中央区臨浜町1丁目4番8-706号
白鶴 昭和54年5月3日生
- 住所 兵庫県加古川市西神吉町大園215番地8
金仁也 昭和49年11月21日生
- 住所 大阪府生野区新今里7丁目12番7号
金野子 昭和44年11月8日生
- 住所 高槻 平成11年10月15日生
- 住所 大阪府生野区新今里7丁目12番3号
金公美 昭和50年9月28日生
- 住所 大阪市生野区小路3丁目9番19号
金哲 昭和37年5月23日生
- 住所 金殿子 昭和40年11月2日生
- 住所 金沢以 平成11年10月26日生
- 住所 金瑞貴 平成14年3月19日生
- 住所 金彩貴 平成19年3月4日生
- 住所 東京都杉並区高円寺南2丁目1番2号
アムリト・ギヤワリ 昭和55年5月1日生
- 住所 山口県下関市伊予本町17番20号
金阿婆 昭和46年8月25日生
- 住所 丁和美 昭和49年10月15日生
- 住所 金鶴高 平成21年10月30日生
- 住所 東京都八王子市大和田町4丁目7番16号
周瀬 昭和56年7月13日生
- 住所 京都市中川区猪熊通六角下る六角猪熊町610番地1
余靖子 昭和16年1月8日生
- 住所 埼玉県富士見市羽沢1丁目28番9号
尾迎菊 昭和49年10月21日生
- 住所 張少華 平成14年5月17日生

- 住所 東京都大田区蒲田5丁目13番25-505号
クリステーション・リエクス・フェルナンデス 昭和43年9月7日生
- 住所 東京都大田区仲池上1丁目3番3-404号
李靖子 昭和26年9月26日生
- 住所 愛知県大府市板根町寺田3番地
木理恵子 昭和51年5月4日生
- 住所 愛知県春日井市西本町2丁目13番地10
姜健一 昭和46年11月4日生
- 住所 愛知県豊田県豊田大字本宮白土1番地1544
鄭洋平 昭和49年11月3日生
- 住所 名古屋市港区七反野1丁目2105番地
安采洛 昭和11年10月31日生
- 住所 姜貞子 昭和15年6月5日生
- 住所 名古屋市中川区吉津3丁目1603番地
姜正子 昭和21年12月4日生
- 住所 李和明 昭和46年7月24日生
- 住所 李利幸 昭和52年9月15日生
- 住所 東京都港区東麻布2丁目22番14-205号
麗海波 昭和56年1月28日生
- 住所 東京都小平市天神町2丁目207番地3
李美璋 平成7年8月10日生
- 住所 東京都調布市南町1丁目42番地1
金鶴子 昭和17年10月13日生
- 住所 呉鏡子 昭和58年5月7日生
- 住所 広島県福山市三吉町2丁目10番8号
朴政智 昭和45年8月25日生
- 住所 安恵梨子 昭和49年5月9日生
- 住所 朴友梨 平成13年5月2日生
- 住所 朴桜 平成16年1月27日生
- 住所 さいたま市大宮区三橋1丁目1618番地4
金光市 昭和38年9月25日生
- 住所 金珠美 昭和38年1月23日生
- 住所 金千智 平成5年5月28日生
- 住所 金和子 平成8年8月28日生
- 住所 金ノオ 平成11年6月18日生

一 関税率法(以下「法」という。第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴)

(一) 品名 電解二酸化マンガン

(二) 銘柄、型式 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン(電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。)

(三) 特徴 主として、電池の材料に用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

オーストラリア

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当販売関税に関する政令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十年九月一日)から平成二十五年八月三十一日までの期間

○厚生労働省告示第百八十一号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二日

別表に第29部として次のように加える。

品名	近用	補薬	単位	薬価
ロキソロン錠150mg 「フアンサー」			150mg 1錠	31.60
ロキソロン錠150mg 「フアンサー」			150mg 1錠	31.60

○厚生労働省告示第百八十二号

保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二日

別表第6に第8部として次のように加える。

品名	造用	補薬	規格	単位
ロキソロン錠150mg 「フアンサー」				150mg 1錠

○農林水産省 経済産業省 告示第九号

環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省厚通令第一号)第七条の四第一号イ及びロ

生省

商産省 令第一号)第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年九月二日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

(次のよう)は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産産環境対策室に備え置いて縦覧に供する。)

厚生労働大臣 田村 憲久

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年九月二日

財務大臣 麻生 太郎